

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第74回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

令和5年10月31日（火）9：58～10：55

2 場所

福岡高等裁判所1202号会議室

3 出席者

（委員）熊野直樹、作間功、田口直樹（委員長）、永幡無二雄、山本裕子（敬称略。五十音順）

（庶務）杉光総務課長、阿部総務課課長補佐

（説明者）上拂事務局長

4 議題

(1) 担当事件の相手方代理人に対する情報提供の依頼文書及び任官希望者をよく知る者に対する情報提供の依頼文書の修正について

(2) 令和6年4月期に弁護士から裁判官への任官を希望する候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) 令和6年1月から8月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報の取りまとめについて

(4) 令和5年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者について

5 審議資料（添付省略）

・ 令和6年4月期に弁護士から裁判官への任官を希望する候補者に関する情報について

・ 令和6年1月から8月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報について

・ 10月20日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

6 協議等

(1) 担当事件の相手方代理人に対する情報提供の依頼文書及び任官希望者をよく知る者に対する情報提供の依頼文書の修正について

ア 庶務から、担当事件の相手方代理人に対する情報提供の依頼文書を別紙第1のとおり、任官希望者をよく知る者に対する情報提供の依頼文書を別紙第2のとおりに修正し、修正した各依頼文書を担当事件の相手方代理人及び任官希望者をよく知る者に対し送付した旨が報告された。

イ 委員から、今回の修正に加えて、依頼文書の本文において「具体的な事実を提供してほしい」旨の文言を付加すべきとの提案がなされ、次回以降の当地域委員会において、弁護士から裁判官への任官を希望する裁判官指名候補者に関する情報収集の依頼文書が議題となる際に、改めて協議することとさ

れた。

- (2) 令和6年4月期に弁護士から裁判官への任官を希望する候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から、今回寄せられた情報について説明が行われた。情報の中には情報提供者の所属が記載されていない情報もあったが、審議の結果、情報提供者の所属が記載されていない情報も含め、今回寄せられた全ての情報を指名諮問委員会に送付することにつき、全委員が了承した。

- (3) 令和6年1月から8月までの再任（判事任命）を希望する候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から、今回寄せられた情報について説明が行われ、審議の結果、今回寄せられた全ての情報を指名諮問委員会に送付することにつき、全委員が了承した。

- (4) 庶務から、委員会開催後に(2)及び(3)に関する情報が到着した場合における当地域委員会の取扱いについて、原則として指名諮問委員会に送付しない扱いとされていること、ただし、地域委員長が指名諮問委員会に送付する必要があると判断した場合には、指名諮問委員会に送付することとし、その判断は地域委員長に一任されている旨を説明した上で、今回、本日の経過をもって委員長が退任することから、委員会開催後に到着した情報の取扱いについて協議された。協議の結果、委員長不在時の例外的な取扱いとして、①庶務から各委員に対し、委員会開催後に到着した情報に関する指名諮問委員会への送付について求意見し、②各委員からの意見を庶務から委員長代理に報告し、③委員長代理において指名諮問委員会への送付を判断する取扱いとすることを確認し、全委員が了承した。

- (5) 令和5年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者について

庶務から、本年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者（第76期）について、10月20日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長から福岡地域委員会地域委員長宛での通知文書により、当地域委員会に関する指名候補者名簿及び参考として全国の指名候補者名簿が送付されていること、通知文書によると、これらの候補者に関しては、12月15日に予定されている指名諮問委員会で審議・答申される予定となっており、特に情報収集を行う必要はないが、指名の適否に関する特段の情報が寄せられた場合には、庶務から各委員に連絡の上、指名諮問委員会に報告することとしたい旨の説明が行われ、全委員が了承した。

## 7 次定期日

次回の福岡地域委員会（第75回）の期日が、次のとおり指定された。

令和6年3月5日（火）午前10時

以上

## 別紙第1

令和5年9月〇日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿 <担当事件の相手方代理人を各別に記載>

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 田 口 直 樹

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、令和6年4月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り収集することが必要となります。

については、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○（〇〇期）

#### 2 情報受付の要領

##### (1) 情報の受付期間

令和5年10月24日（火）まで（期限遵守に御協力願います。）

##### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参

する方法による。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒 8 1 0 - 8 6 0 8

福岡市中央区六本松 4 - 2 - 4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 0 9 2 - 7 8 1 - 3 1 4 1

(内線 2 1 0 0 総務課長杉光、2 1 0 1 総務課課長補佐阿部)

**【相手方代理人ごとに担当事件リストを添付】**

## 別紙第2

令和5年9月〇日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿 《任官希望者をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 田 口 直 樹

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、令和6年4月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り収集することが必要となります。

については、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 任官希望者

〇〇弁護士会所属 ○ ○ ○ ○（〇〇期）

#### 2 情報受付の要領

##### (1) 情報の受付期間

令和5年10月24日（火）まで（期限遵守に御協力願います。）

##### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参

する方法による。

文書の宛て先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒 8 1 0 - 8 6 0 8

福岡市中央区六本松 4 - 2 - 4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 0 9 2 - 7 8 1 - 3 1 4 1

(内線 2 1 0 0 総務課長杉光、2 1 0 1 総務課課長補佐阿部)